

○逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱

平成31年4月1日

逗子市要綱

改正 令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊又は転倒を未然に防止するために、ブロック塀等を撤去する工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急避難道路 地震等の災害時に逗子市耐震改修計画(平成31年1月17日改定)における避難路図で表示されたものをいう。
- (2) ブロック塀等 緊急避難道路に面し、延長が1メートルを超え、かつ道路面からの高さが1メートルを超えるコンクリートブロック塀、組積造(石、レンガ等)の塀及びその他これらに類するもの並びにこれらを組み合わせた塀(擁壁の上に築造されている場合は、高さが60センチメートルを超え、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが1メートルを超えるもの)の内、平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検チェックポイント」による点検において、改善を要するとなったものをいう。
- (3) 安全対策工事 ブロック塀等を全て撤去すること、又は道路面からの高さをおおむね40センチメートル以下にする工事をいう。

(令和5年4月1日・一部改正)

(補助対象工事)

第3条 補助金の対象となる工事(以下、「補助工事」という。)は、市内の建築物に付属するブロック塀等の安全対策工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (1) 販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は建築物解体をする際にブロック

塀等を撤去する工事

- (2) 交付決定以前に着手している工事
- (3) ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けて行う工事
- (4) 法人が所有し又は管理するブロック塀等に関し行う工事
- (5) 過去にこの交付要綱に基づき補助金の交付を受けた建築物に付属するブロック塀等を撤去する工事

2 補助工事は、原則として、市内に住所又は事務所を有する業者に委託し行うものとする。

(補助対象者)

第4条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、ブロック塀等が付属する建築物の所有者又は管理者で市税を滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該建築物が分譲型共同住宅であり、管理組合の集会等で、安全対策工事の実施に関する決議がされている場合は、当該管理組合の代表者をもって補助対象者とする。

3 前2項において、この補助金を受ける者は、交付決定通知日以降、その年度の2月末日までに安全対策工事を完了し、及び完了実績報告書を提出することができるものとする。

4 前2条及び前3項の規定にかかわらず、安全上の観点から特に市長が必要と認めた工事については、補助対象とする。

(令和2年4月1日・一部改正)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する工事にかかる費用に3分の2を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1補助工事当たり20万円を限度とする。

(補助金の交付申請及び遵守事項)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等安全対策工事費補助金交付申請書(第1号様式)に次項に規定する事項を遵守する旨の宣誓書及び次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項に規定する補助対象者が交付申請を行う場合、第6号に規定する書類の提出を要しない。

- (1) 運転免許証又は健康保険被保険者証等、申請者の住所を確認できる資料の写し

- (2) 案内図
- (3) ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図
- (4) 現況写真
- (5) 安全対策工事にかかる費用の見積書の写し
- (6) 市税の納付状況確認同意書
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の申請を行う者は、ブロック塀等を撤去した後の敷地において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ブロック塀等を再築しないこと。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に違反した建築物又は工作物を設置しないこと。

3 第1項の規定による申請は、国が指定する社会資本整備総合交付金の当該年度最終変更申請日又は当該年度1月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(令和2年4月1日、令和5年4月1日・一部改正)

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果をブロック塀等安全対策工事費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は、ブロック塀等安全対策工事計画変更等申請書(第3号様式)を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果をブロック塀等安全対策工事計画変更等承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 安全対策工事を完了した者は、ブロック塀等安全対策工事完了実績報告書(第5号様式)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工後の写真
- (2) 当該安全対策工事に係る施工業者との契約書(請負書、発注書等)の写し

(3) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、ブロック塀等安全対策工事補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の通知を受領後ブロック塀等安全対策工事補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、決定を受けた補助金全額の受領について、当該補助工事を行った施工業者に委任することができる。この場合において、ブロック塀等安全対策工事補助金交付請求書（委任払い）（第8号様式）及び補助金の受領にかかる委任状（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の請求を行う者は、第9条第1項第2号に係る施工業者が発行した領収書の写し（前項に規定する委任払いを選択する場合は、契約等金額から確定通知にある補助額を差し引いた額の領収書の写し）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による支払の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(令和2年4月1日・一部改正)

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消したときは、ブロック塀等安全対策工事補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(令和2年4月1日・一部改正)

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消

した場合において当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(令和2年4月1日・一部改正)

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令和2年4月1日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り替い使用することができる。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

ブロック塀等安全対策工事費補助金交付申請書

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>逗子市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所<br/>ふりがな<br/>氏名<br/>電話 ( )</p> <p>逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> |   |
| 補助金の対象となる行為   | ブロック塀等安全対策工事  |
| 対象とするブロック塀等の概要  | 所在地：  |
|   | 所有者：  |
|   | 種類<br><input type="checkbox"/> コンクリートブロック塀 <input type="checkbox"/> 組積造の塀<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
|   | 延長                              m      高さ                              m  |
|   | 撤去する範囲 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部  |
| 工事予定期間  | 年 月 日 ~ 年 月 日   |
| 工事見積額   |   |
| 工事施工者   | 住 所<br>電話番号：<br>法人名または氏名  |
| 添付書類  | <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 案内図<br><input type="checkbox"/> 見取り図（裏面） <input type="checkbox"/> 現況写真<br><input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 市税の納付状況確認同意書<br><input type="checkbox"/> その他 |

(第1号様式裏面)

見取り図

(注) 安全対策工事を行うブロック塀等、残すブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入してください。

道路、建築物、方位等を記入してください。

宣 誓 書

- ・今回、ブロック塀等を撤去した場所に再びブロック塀等を設置しません。
- ・今回、ブロック塀等を撤去した場所に建築基準法に違反した建築物又は工作物を設置しません。

以上、宣誓します。

年 月 日

(宣誓者氏名) \_\_\_\_\_ 印

第2号様式（第7条関係）

ブロック塀等安全対策工事費補助金交付決定通知書

|   |  |
|---|--|
| 年 月 日   |  |
| 様   |  |
| 逗子市長 <span style="float: right;">印</span>   |  |
| 年 月 日付けで申請のあったブロック塀等安全対策工事費補助金の交付について次のとおり決定したので、逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。 |  |
| 補助金の対象となる行為   | ブロック塀等安全対策工事   |
| 対象ブロック塀等の所在地  | 逗子市  |
| 決定区分  | <input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない |
| 交付決定額   | 完了実績報告書（第5号様式）の提出後、補助金確定通知書（第6号様式）により決定する。                   |
| 交付しない理由   |  |
| 備考  |  |




第3号様式（第8条関係）

ブロック塀等安全対策工事計画変更等申請書

|   |  |
|---|--|
| 年 月 日   |  |
| 逗子市長  |  |
| 申請者 住所<br>ふりがな<br>氏名<br>電話 ( )  |  |
| 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業の(変更・取下げ)をしたいので、逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。 |  |
| 補助金の対象となる行為   | ブロック塀等安全対策工事   |
| 対象建築物の所在地   | 逗子市  |
| 変更・取下げ区分  | <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取下げ |
| 変更内容又は取下げの理由  |  |
| 備考  |  |

第4号様式（第8条関係）

ブロック塀等安全対策工事計画変更等承認通知書

|  |   |
|--|---|
| 年 月 日  |   |
| 様  |   |
| 逗子市長  |   |
| 年 月 日付けで申請のあった補助事業の計画変更等について次のとおり決定したので、逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。        |   |
| 補助金の対象となる行為  | ブロック塀等安全対策工事  |
| 対象建築物の所在地  | 逗子市   |
| 所有者の氏名   |   |
| 決定区分   | <input type="checkbox"/> 変更を承認する <input type="checkbox"/> 変更を承認しない<br><input type="checkbox"/> 取下げを承認する |
| 変更後の交付決定額  | 完了実績報告書（第5号様式）の提出後、補助金確定通知書（第6号様式）により決定する。  |
| 承認しない理由  |   |
| 備考   |   |

第5号様式（第9条関係）

ブロック塀等安全対策工事完了実績報告書

|  |  |
|--|--|
| 年 月 日  |  |
| 逗子市長<br>申請者 住 所<br>ぶりがな<br>氏 名<br>電 話 ( )  |  |
| 年 月 日付けで補助金の交付(変更)の決定を受けたブロック塀等安全対策工事が完了したので、逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。 |  |
| 対象ブロック塀等の所在地   | 逗子市  |
| 完了年月日  | 年 月 日  |
| 工事施工者  | 住 所<br>電話番号<br>法人名または氏名  |
| 安全対策工事費  | 円  |
| 添付書類   | <input type="checkbox"/> 施工後の写真<br><input type="checkbox"/> 施工業者等との契約書等の写し<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 備考   |  |

第6号様式（第10条関係）

ブロック塀等安全対策工事補助金確定通知書

年 月 日

様

逗子市長



年 月 日付けで完了実績報告書の提出があったブロック塀等安全対策工事等補助金について次のとおり補助金が確定したので、逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

|            |     |
|------------|-----|
| ブロック塀等の所在地 | 逗子市 |
| 補助金確定額     | 円   |
| 備考         |     |

第7号様式（第11条関係）

ブロック塀等安全対策工事補助金交付請求書

|  |  |
|--|--|
| 年    月    日  |  |
| 逗子市長   |  |
| 申請者 住所<br>ふりがな<br>氏名<br>電話            (       )  |  |
| 年    月    日付けで補助金確定通知を受けた補助金について逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり補助金の交付を請求します。 |  |
| ブロック塀等の所在地   | 逗子市  |
| 請求額  | 円  |
| 振  | 金融機関   |
| 込  | <input type="checkbox"/> 口座種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他(                    ) |
| 口  | <input type="checkbox"/> 口座番号  |
| 座  | <input type="checkbox"/> (フリガナ)  |
| 座  | <input type="checkbox"/> 口座名義人   |
| 添付書類   | <input type="checkbox"/> 領収書   |
| 備 考  |  |

第8号様式（第11条関係）

ブロック塀等安全対策工事補助金交付請求書（委任払い）

|  |   |
|--|---|
| 逗子市長   | 年 月 日   |
| 申請者 住所<br>ふりがな<br>氏名<br>電話 ( )   |   |
| 年 月 日付けで補助金確定通知を受けた補助金について逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第11条第2項の規定により補助金の受領については別紙委任状（第9号様式）のとおり補助工事を行った施工業者に委任しましたので、次のとおり補助金の交付を請求します。<br>（*振込口座は、委任する施工業者の口座等を記入してください。） |   |
| ブロック塀等の所在地   | 逗子市   |
| 請求額  | 円   |
| 振込口座   | 金融機関  |
|  | <input type="checkbox"/> 口座種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他( ) |
|  | 口座番号  |
|  | (フリガナ)  |
|  | 口座名義人   |
| 添付書類   | <input type="checkbox"/> 領収書  |
| 備考   |   |

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

逗子市長

申請者（委任者） 住 所  
氏 名

補助金の受領に係る委任状

私は、 年 月 日付けで補助金確定通知を受けた逗子市ブロック塀等安全対策工事補助金の受領について、次のとおり委任します。

1 委任事項

逗子市ブロック塀等安全対策工事補助金にあたる 円の受領

2 受任者（補助工事を行った施工業者）

住所

事業者名

代表者名

第10号様式（第12条関係）

ブロック塀等安全対策工事補助金交付決定取消通知書

|  |              |
|--|--------------|
| 年 月 日  |              |
| 様  |              |
| 逗子市長 <span style="float: right;">印</span>                                |              |
| 年 月 日付けで交付を決定した補助金について逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第12条の規定により交付を取り消したので、通知します。 |              |
| 補助金の対象となる行為  | ブロック塀等安全対策工事 |
| 取り消しの理由  |              |
| 備考   |              |



第1号様式（第6条関係）

（令和2年4月1日・全改、令和3年4月1日・一部改正）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第8条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第9条関係）

（令和3年4月1日、令和5年4月1日・一部改正）

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第11条関係）

（令和2年4月1日・全改、令和3年4月1日・一部改正）

第8号様式（第11条関係）

（令和2年4月1日・全改、令和3年4月1日・一部改正）

第9号様式（第11条関係）

（令和2年4月1日・令和3年4月1日・一部改正）

第10号様式（第12条関係）

（令和2年4月1日・一部改正）